

第 8 回

熊本県議会

# 総務常任委員会会議記録

平成22年12月14日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 8 回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

平成22年12月14日(火曜日)

午前10時2分開議

午前11時38分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成22年度熊本県一般会計補正予算(第9号)

議案第9号 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 当せん金付証券の発売について

議案第22号 平成22年度熊本県一般会計補正予算(第10号)

請第52号 私学助成の充実強化に関する請願

請第54号 民間人の言論統制を行う防衛省事務次官通達の撤回を求める意見書提出を求める請願

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①「熊本県行政文書等の管理に関する条例(仮称)」の概要

②政令指定都市実現に向けた動きについて

③川辺川ダムに関する最近の状況について

委員会提出議案

公私立学校間の格差是正に関する意見書

出席委員(8人)

委員長 小早川 宗 弘

副委員長 増 永 慎一郎

委員 中 原 隆 博

委員 大 西 一 史

委員 城 下 広 作

委員 吉 永 和 世

委員 濱 田 大 造

委員 浦 田 祐三子

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

知事公室

公室長 安 倍 康 雄

政策審議監 田 嶋 徹

首席総務審議員兼

秘書課長 向 井 康 彦

広報課長 山 口 達 人

総務部

部 長 松 山 正 明

次 長 田 崎 龍 一

次 長 植木野 史 貴

危機管理監 富 田 健 治

首席総務審議員兼

人事課長 豊 田 祐 一

総務事務センター長 兼 行 雅 雄

県政情報文書課長 佐 藤 祐 治

私学振興課長 五 嶋 道 也

財政課長 小 林 弘 史

管財課長 米 満 譲 治

税務課長 出 田 貴 康

市町村総室長 小 嶋 一 誠

市町村総室副総室長 能 登 哲 也

危機管理・防災消防

総室長 若 杉 鎮 信

危機管理・防災消防

総室副総室長 原 悟  
 男女参画・協働推進  
 課長 中 園 幹 也  
 企画振興部  
 部 長 坂 本 基  
 次 長 河 野 靖  
 次 長 伊 藤 敏 明  
 企画課長 坂 本 浩  
 地域振興課長 佐 藤 伸 之  
 新幹線元年戦略推進  
 室長 津 森 洋 介  
 川辺川ダム総合対策  
 課長 田 中 浩 二  
 情報企画課長 松 永 康 生  
 文化企画課長 富 永 正 純  
 交通対策総室長 高 田 公 生  
 交通対策総室副総室長 中 川 誠  
 統計調査課長 佐 伯 康 範  
 出納局  
 首席会計審議員兼  
 会計課長 田 上 勲  
 管理調達課長 清 田 隆 範  
 人事委員会事務局  
 局 長 松 見 辰 彦  
 首席総務審議員兼  
 総務課長 佐 藤 幸 男  
 公務員課長 松 見 久  
 監査委員事務局  
 局 長 林 田 直 志  
 首席監査審議員兼  
 監査監 柳 田 幸 子  
 監査監 山 中 和 彦  
 監査監 中 島 昭 則  
 議会事務局  
 局 長 井 川 正 明  
 次長兼総務課長 高 橋 雄 二  
 議事課長 池 田 正 人  
 政務調査課長 船 越 宏 樹

---

事務局職員出席者

議事課課長補佐 徳 永 和 彦  
 政務調査課課長補佐 後 藤 勝 雄

午前10時2分開議

○小早川宗弘委員長 それでは、ただいまから第8回総務常任委員会を開会いたします。

まず、今回付託された請第52号について、提出者から趣旨説明の申し出があつておりますので、これを許可したいと思います。

請第52号についての説明者を入室させていただきます。

（請第52号の説明者入室）

○小早川宗弘委員長 おはようございます。説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いいたします。

それでは、どうぞ。

（請第52号の説明者の趣旨説明）

○小早川宗弘委員長 趣旨はわかりましたので、後ほどよく審査をしますので、本日はこれでお引き取りください。ありがとうございました。

（請第52号の説明者退室）

○小早川宗弘委員長 次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。なお、説明はできるだけ簡単に、また着座のまま説明してください。

それでは、総務部長から総括説明をお願いいたします。

○松山総務部長 今回提案しております議案の概要について御説明を申し上げます。

まず、今回の一般会計補正予算は、冒頭提案の第1号議案と追加提案の第22号議案の2つの議案を提案いたしております。

第1号議案は、国の経済対策に係る経済危機対応・地域活性化予備費関連の経費を5億

円、昨年度の経済対策で造成いたしました基金を活用した経費を10億円、新型インフルエンザワクチン接種負担軽減事業等の通常分を35億円計上いたしております、総額約50億円の増額補正となるところでございます。

また、特別会計は2,500万円の増額補正となっております。

次に、追加提案に係る一般会計補正予算につきましては、第22号議案として、11月26日に国会で成立いたしました国の補正予算等による経済対策に伴う経費を128億円計上いたしております。

また、特別会計は2億1,200万円の増額、企業会計は1,400万円の減額補正となっております。

これによりまして、11月一般会計補正予算は、冒頭提案分と合わせまして約178億円の増額補正となり、補正後の平成22年度予算規模は約7,829億円となります。

このほか、熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例等の条例等案件につきましてもあわせて御提案を申し上げます。

この後、予算関係議案の総括的な説明につきましては財政課長から、また、詳細な内容及び条例等議案につきましては各課長、総室長からそれぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます。

○小早川宗弘委員長 次に、財政課長から、平成22年度11月補正予算の概要等について説明をお願いします。

○小林財政課長 財政課でございます。着座のまま失礼いたします。

まず、冒頭提案分の資料を御説明いたします。1ページをお願いいたします。

平成22年度11月補正予算第9号の概要でございますが、1ページは総務部長の説明と重

複いたしますので、説明を割愛させていただきます。

2ページをお開きください。

2ページから3ページにかけて、歳入予算の内訳を示しております。

その主なものについてですが、7の分担金及び負担金は、公共事業の追加に伴います市町村負担金等が600万円余、9の国庫支出金は、生活保護費等に係る国庫負担金約9億円と新型インフルエンザワクチン接種負担の軽減等や経済対策関連の国庫補助金約13億円で約22億円、10の財産収入は、土地の売払い収入が2億円余、12の繰入金は、経済対策で造成した基金と災害基金からの繰入金で約12億円、13の繰越金は、平成21年度からの剰余金で8億円余、15の県債は約3億円となっております。

次に、4ページをお開きください。

4ページから5ページにかけて、歳出予算の内訳を示しております。

その主なものは、1の一般行政経費で約27億円、2の投資的経費で約23億円、特別会計の繰出金、4でございますが、これが約900万円となっております。それぞれの説明欄に、補正額に係る主な事業を掲載いたしております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

6ページ、7ページは地方債の補正の内訳でございますが、6ページで、地方債の追加が2,500万円、7ページの変更が、補正前の4億7,900万円から補正後の7億1,600万円へ増額となります。先ほど歳入のところでお話いたしましたように、全体といたしましては約3億円の増となっております。

以上が11月補正予算の冒頭提案分の概要でございます。

続きまして、追加提案分の方を説明させていただきます。

恐れ入りますが、資料変わりますので、追号

関係の別冊資料をごらんいただきたいというふう存じます。

1枚お開きいただきまして、1ページをお願いいたします。

平成22年度11月補正予算第10号の追加提案分概要でございますが、総務部長の説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

2ページをお開きください。

2ページから3ページにかけて、歳入予算の内訳を示しております。

その主なものについてですが、7の分担金及び負担金は、公共事業の追加に伴います市町村負担金等が約6億円、9の国庫支出金は、経済対策関連の国庫補助金が79億円余、12の繰入金は、緊急雇用創出基金からの繰入金約6,200万円、15の県債は、補正予算債等で約41億円となっております。

4ページをお開きください。

4ページから5ページにかけて、歳出予算の内訳を示しております。

その主なものは、1の一般行政経費が約23億円、2の投資的経費が約106億円となっております。それぞれの説明欄に、補正額に係る主な事業を掲載いたしております。

次に、6ページをお願いいたします。

地方債の補正の内訳ですが、農林水産債と土木債で約41億円の増となります。

以上が11月補正予算の追加提案分の概要でございます。

いずれも、県内の厳しい景気・雇用情勢を踏まえまして、国の経済対策のうち内容が明らかなものについて計上させていただいております。

以上、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○小早川宗弘委員長 次に、関係課長から順次説明をお願いします。

○山口広報課長 広報課でございます。

もとの資料、説明資料の9ページをお願いいたします。

これは契約のための債務負担行為の設定でございます。平成23年度に、2,520万円余を限度額としまして計上しております。

これは広報誌制作「県からのたより」の委託料でございます。年度当初から施行する必要があること、企画、制作を委託します事業者の選定及びその契約手続に期間を要することから、債務負担行為の設定をお願いしているところでございます。よろしくをお願いいたします。

○五嶋私学振興課長 私学振興課でございます。

11ページをお願いいたします。

1段目の私学振興費でございます。右側の説明欄をごらんください。

私立高等学校等就学支援金事業といたしまして、約1億5,000万円の補正をお願いしております。本年4月から、国の就学支援金制度が施行されており、すべての私立高校生等に対し、授業料に充てるため、国の費用により高等学校等就学支援金が支給されているところでございます。

補正の概要でございますが、この就学支援金の支給対象者数等の増加に伴いまして増額するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○出田税務課長 税務課でございます。

同じく、説明資料11ページ、中段をごらんください。

税務総務費のうち、右端説明欄をごらんください。

納税奨励費の371万円余の増額補正をお願いしております。中身は、軽油引取税特別徴収事務取扱交付金でございます。

これは、軽油引取税を納付期限内に納めた

特別徴収義務者に対し、特別徴収事務に係る経費の一部を補助するため、前年度の軽油引取税申告納入額に一定率を乗じて得た額を交付するものでございます。

今回の補正は、確定した平成21年度納期内納入実績が、本年度当初予算編成時に見込んでいた額を上回ったことによるものでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○小嶋市町村総室長 市町村総室でございます。

11ページの一冊下の欄をお願いいたします。

選挙管理委員会費でございますが、239万1,000円の補正をお願いしております。

これは右側の説明欄に記載しておりますように、市町村が執行いたしました国政選挙の執行経費に係る国庫支出金の一部を市町村から受け入れまして、国に返納するものでございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○若杉危機管理・防災消防総室長 危機管理・防災消防総室でございます。

説明資料の12ページをお願いいたします。

平成23年度の防災消防ヘリコプター運航等業務につきまして、1億6,060万円の債務負担行為の設定をお願いしております。

防災消防ヘリコプター「ひばり」は、来年10月ごろに飛行時間が3,500時間に達する見込みでございます。継続して使用する場合は、航空法等でエンジンのオーバーホールを実施することが義務づけられております。

「ひばり」には2機のエンジンが搭載されておりまして、オーバーホールの実施に当たりましては、運休期間を短く抑えるために、1機を新しいエンジンの購入、1機をオーバーホールで整備することといたしております。

具体的に申し上げますと、今月末に、昨年

度御承認いただきました繰越予算により購入した1機の新しいエンジンを古いエンジンと交換いたしまして、この交換により取り外しましたエンジンをオーバーホールいたしました後、残りの1機の古いエンジンと交換する予定としております。

このオーバーホールにつきましては、約8カ月を要しますことから、3,500時間に達する前に終了するためには、来年1月に契約を締結したいということで発注したいと考えております。このため、オーバーホールのための経費8,210万円につきまして、平成23年度分の運航業務委託費7,850万円と合わせまして、今回債務負担行為の設定をお願いするものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○佐藤地域振興課長 地域振興課でございます。

資料の14ページをお願いいたします。

計画調査費で1,523万7,000円の増額をお願いしております。概要でございますが、説明欄をお願いいたします。

水俣・芦北低炭素地域づくり推進事業といたしまして、水俣市が実施します環境に配慮した低炭素型の地域づくりに向けた調査研究を支援するための経費でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○松永情報企画課長 情報企画課でございます。

資料の15ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございますが、これは、熊本県総合行政ネットワーク等の管理、運営に係る平成23年度の業務委託につきまして、年度内に契約事務を行う必要があるため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○清田管理調達課長 管理調達課です。

資料の17ページから18ページにかけましては債務負担行為でございますが、これは、県の各機関において契約する共通的な4つの業務につきまして、当課において取りまとめて設定をお願いしているものです。

また、これらは、来年4月から役務の提供を受けるもののうち、早期に入札などの契約手続を進める必要がある案件につきまして、11月補正予算におきまして審議をお願いするものでございます。

まず、17ページの給食業務ですが、限度額1億900万円余、5件分の設定をお願いしております。主な内容といたしましては、警察学校の給食賄いに係る業務委託などでございます。

続きまして、資料の18ページをお願いいたします。

まず、県有施設等管理業務ですが、限度額26億4,200万円余、115件分の設定をお願いしております。主な内容といたしましては、庁舎清掃や警備に係る業務委託等でございます。

次に、情報処理関連業務ですが、限度額10億3,800万円余、32件分の設定をお願いしております。主な内容といたしましては、情報システムの運用に係る業務委託等でございます。

最後に、事務機器等賃借ですが、限度額20億8,800万円余、103件分の設定をお願いしております。主な内容といたしましては、情報システム関連機器等のリースでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小早川宗弘委員長 それでは、条例等の議案説明に入ります。

○豊田人事課長 人事課でございます。

議案第9号及び第11号について御説明いたします。

資料の19ページから、第9号議案熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、資料21ページの条例改正案の概要で御説明いたします。

まず、1の条例改正の趣旨でございますが、地方自治法の規定に基づきまして、熊本県知事の権限に属します事務の一部を市町村で処理することに伴いまして、関係規定を整備するものでございます。

次に、2の主な改正内容でございますが、まず(1)でございますが、今回市町村との協議が整いました事務につきまして市町村へ移譲することといたしまして、別表を改正しております。

移譲いたします事務の概要と移譲します市町村は、21ページから22ページにかけて表に記載しているとおりでございます。

このうち、移譲市町村数の多い、21ページ中段以下にあります第14号の旅券の申請受け付け及び交付等に関する事務の移譲について御説明いたしますと、これは現在本庁及び地域振興局で行っておりますパスポートの申請受け付け及び交付等に関する事務を移譲するものでございます。

ことし10月までに移譲が済んでおります天草、人吉、球磨、阿蘇地域の計20団体に続きまして、新たに玉名地域、山鹿市、菊池地域及び山都町を除きます上益城地域の計15市町村との協議が整いましたので、今回、条例改正を提案しているものでございます。

次に、22ページをお願いいたします。

3の施行期日でございますが、平成23年4月1日から施行することとしておりますが、旅券法に基づきます事務の移譲につきましては、市町村の準備等もございまして、平成23年10月3日月曜日からとしております。

最後に、4の経過措置につきましては、

(1)に記載のとおりでございますが、旅券法に基づく事務につきましては、パスポートの誤った交付などを防ぐために、(2)によりまして、条例改正前に知事に対してなされた行為に関する事務につきましては、引き続き県で処理するというようにしております。

第9号議案は以上でございます。

続きまして、資料23ページからの第11号議案外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、25ページの条例改正案の概要で御説明いたします。

まず、1の条例改正の趣旨でございますが、外国の地方公共団体の機関等へ派遣されます職員の給与につきましては、法律によりまして国家公務員の給与の取り扱いを基準として、県の条例で定めることとされております。

本年10月に、国におきまして、国際機関等に派遣される国家公務員の給与の取り扱いについて見直しが行われましたことから、本県におきましても、同様の取り扱いとするために条例を改正するものでございます。

次に、2の改正の内容でございますが、派遣される職員に県から支給する給与の支給割合につきまして、現行の派遣前の給与の70%という下限を廃止しまして、70%未満にも調整できるようにするものでございます。

資料の下の方に、今回の見直しのイメージを書いております。

左側でございますが、現行制度におきましては、派遣される職員の給与につきましては、派遣期間中、派遣先からも何らかの報酬が支給されることを前提といたしまして、その報酬の多寡にかかわらず、派遣前給与の70%を保障することとなっております。

そのため、派遣先からの報酬が高額な場合には、派遣職員が受ける報酬総額が外務公務員の給与を参考に算定されます基準額を超える場合が想定されます。これはあくまで制度

上の問題点でございまして、本県の派遣事例ではこのような事例は生じておりませんが、今回、この点につきまして国において取り扱いが見直されまして、派遣先からの報酬に応じまして、基本額を超えないように派遣元から支給する給与を調整できるようにされたことから、本県におきましても同様の見直しを行うものでございます。

最後に、施行期日は、3にありますように、公布の日からとしております。

人事課の説明は以上でございます。御審議よろしく願いいたします。

○小林財政課長 財政課でございます。

資料の26ページをお願いいたします。

議案第16号当せん金付証券の発売についてでございますが、これはいわゆる宝くじでございまして、当せん金付証券法第4条の規定によりまして、議会の議決をいただいた上で総務大臣に発売許可の申請を行う必要があります。このため、来年度に熊本県が発売いたします宝くじの発売限度額を175億円以内とすることにつきまして、議決をお願いするものでございます。

この金額の設定につきましては、本年度までの発売状況等も勘案して、前年度と同額で設定させていただいておるところでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○小早川宗弘委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○大西一史委員 12ページ、防災消防ヘリの運航等業務の債務負担行為の設定ですが、これに関してはいろいろ詳しく御説明がありましたけれども、運休期間というのは、結局、実際これでどれだけ発生するという事なんですかね。

○若杉危機管理・防災消防総室長 大体1週間程度でございます。

○大西一史委員 その1週間程度は、どういう形でそのカバーをされるんですかね。というのが、例えば他県の——何かあったときは他県のヘリが飛んでくるというようなことも、いろいろ提携したりということはできるんじゃないかなと思うんですが、その辺の連携状況とか、要は、その1週間の間に何か起こったときにどうするんですかというところなんです。

○若杉危機管理・防災消防総室長 先生がおっしゃいましたように、現在大分県と宮崎県とでヘリコプターの相互応援協定を結んでおりまして、運休期間中、救急事案でありますとか災害発生とかありましたら、どちらかの県に応援要請をするということで対応してまいりたいと思っております。

○大西一史委員 わかりました。そこはしつかり——運休期間に何かあるとも限らないということは、他県でも運用していて、この防災消防ヘリに関しては、かなり早く飛んでくれるんですね、よその県からも。この前、国民保護法の合同訓練がありましたけれども、あれでやっぱり他県から飛んでくるというのも、かなり早い時間、10数分とか20分とか、そういったぐらいの時間で飛んでくれるということがありますので、その辺の連携はしつかり密にとっていただきたいということをお願いしておきます。

○若杉危機管理・防災消防総室長 わかりました。

○大西一史委員 それともう1点、よろしいですか。

人事課長にちょっとお尋ねなんですが、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の中で、先ほど別表の改正のところの第14条の旅券法に基づくところの、これはパスポートの申請業務あたりなんだろうと思いますが、今20団体が既にこういったことをやっておいて、追加で15市町、まあ15団体がやるということですが、それ以外のところの団体というのは今後どういうふうな、何か要望があるのかとか、その状況を聞かせてください。

○豊田人事課長 今回提案した以外について、水俣市、それから芦北町及び津奈木及び山都町につきましては、若干協議に時間がかかって、今回提出しておりませんが、次の2月定例会に上程する予定としております。それから、熊本市につきましては、政令市移行に合わせて、平成24年4月に移譲するという予定で今おります。残る宇城及び八代地域につきましては、引き続き、市町村等に振興局等を通じまして働きかけを行っていきたいというふうな考えておるところでございます。

○大西一史委員 残るところについては、まだ——それでは、要望というか、権限を移譲してほしいというような要望は上がっていないということでしょうか。

○豊田人事課長 先ほど言いました宇城、八代の中でも、一部の市町村からは前向きな御回答といたしますか、ということはおしてありますけれども、ある程度地域ごとのまとまりというのも必要でございますので、それ以外の市町村についても、今積極的にお願いをしているところでございます。

○大西一史委員 できるだけ権限移譲ということと、それから利便性を高めるということであれば、やっぱり県内のそれぞれの市町村

である程度できるようにすべきだというふうに思いますので、その辺は団体に対してしっかり促していただいて、広域調整をしっかりと県としてやっていただきたいというふうに思います。

それともう1つ、これに関連してお尋ねをすれば、当然、これを移譲されるとなれば、県のパスポートセンターであるとかの人員とか業務とかというのは、多少スリム化できるということになりはしないかなというふうに思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○豊田人事課長 確かに、全市町村に権限移譲をいたしますれば、基本的には県での受け付けは行わなくて、ただ、緊急を要する場合とか、そういうものについては県の方で受け付けるというような形で、ある業務が特化してまいりますので、当然、今いる人員は必要ないということで、その辺については削減していく方向になるというふうに考えているところでございます。

○大西一史委員 わかりました。

それと、済みません、もう1つ、25ページの外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例の一部を改正する条例(案)というところですが、この外国の地方公共団体の機関等へ派遣されている職員というのが、実際に今どのくらいいるのか、過去どうだったのかということも含めて、教えてください。

○豊田人事課長 現在、知事部局の方は、派遣といたしますが、この条例に基づく者はおりませんが、教育委員会の方が、JICAでカンボジア、それからモロッコに行っております。

過去5年でも、知事部局から1名、教育委員会は4名、これもすべてJICAの方で発

展途上国の方に行っているという状況でございます。

○大西一史委員 わかりました。結構です。

○小早川宗弘委員長 ほかにありませんか。

○城下広作委員 5ページなんですけれども、例の間伐等の森林整備促進事業とか緑の再生プロジェクトとか、近年になく今、林務関係には、予算が経済対策で3カ年計画でついているんですね。それで、土木の方も仕事がなくなって、林務の方に従事をしたらどうかとかと、いろいろと誘い水をかけるような昨今の流れがあるんですけれども、実際、こういう森林整備の方で予算を継ぎ足して、そういう仕事の流れ、また雇用が生まれるとか、そういうふうに関心を持って、生業ができるというようなことができつつあるのかというのをちょっと確認したいのですが。

○小林財政課長 財政課でございます。

今委員御指摘のとおり、今回補正で取り組ませていただいておりますので、私ども、今回、歳入全般についての御審議をお願いする立場でございますので、回答はする立場にはないかなというふうに思っておりますが、委員御指摘の点はしっかりと農林水産部の方にもお伝えしておきたいというふうに思っております。

○小早川宗弘委員長 ほかに何かありませんか。

○吉永和世委員 防災ヘリのことでお伺いしたいんですが、静岡県ですか、防災ヘリで昼間と夜飛ばしているというのを聞いているんですけれども、熊本県の防災ヘリと静岡県の防災ヘリとの違い、あつちは何かがあるから夜飛べるんだという、何かそういうのがある

んですか。

○若杉危機管理・防災消防総室長 詳しく静岡県のヘリと熊本県のヘリを比較したことはございませんけれども、先生がおっしゃっていますのは夜間の飛行でございますか。

○吉永和世委員 夜間の飛行。

○若杉危機管理・防災消防総室長 夜間の飛行につきましては、熊本県は現在やっておりますけれども、その理由といたしましては、隊員といいますか、そういった隊員と運航するスタッフを含めまして、昼間だけの運航に比べまして大体3倍強ぐらいの人員が必要だということが1つでございます。

それから、夜間につきましては、現在、熊本県のヘリも飛べないことはないんですけれども、安全上、まだまだ非常に検討しなければいけない状況にございまして、大体その大きな2つの理由で、熊本県としては夜間飛行はしていないというような状況でございます。

○吉永和世委員 機種に違いはないということですね。

○若杉危機管理・防災消防総室長 はい。

○吉永和世委員 今度、ドクターヘリの導入が、23年度ですか、計画されていて、そういう機種が何か違うと夜も飛べるんだということだったら、そういうのも考えて対応できる機種を導入した方がいいんじゃないかというように思ったものですからちょっと質問したんですけれども、じゃあ機種自体は問題はないと、あとは人員の関係、あと運航技術等ですかね。それができれば飛ばせないことはないんだということになるわけですね。

○若杉危機管理・防災消防総室長 おっしゃるとおりでございます。

○中原隆博委員 人命というのは1分1秒を争うわけですね。飛べないことはないというように今お話がありましたけれども、だったら、やっぱり飛ばす方向に今度かじを切っていく必要があるんじゃないかというふうに思うんですよ。例えば、心筋梗塞とか脳梗塞とか、そういったのは大体30分以内が命のタイムリミットなんですね。

だから、今お話があったように、飛べないから飛ばさないということではなくて、じゃあ飛べるようにするにはどうしたらいいかという話になっていくというふうに思うんですよ。だから、我が熊本県としても、それはやっぱり飛ばす方向に持っていかなきゃならないんじゃないですか。

それと同時に、先ほど大分と宮崎と連携しながらというお話もありましたけれども、熊本県でまだこの防災消防ヘリがなかったころは、福岡から調達したわけですよ。だから、借り物じゃどうしようもないということでこの「ひばり」の導入ということにこぎつけて、さらにドクターヘリというような形に今整いつつあるということですから、飛べないことがないという今の原点に戻れば、やっぱり飛ばす工夫と、それだけのリスクは負ってでも人命救助に当たっていくべきじゃないかというふうに思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

○若杉危機管理・防災消防総室長 まず、おっしゃられた趣旨は十分わかります。わかりますけれども、非常に現在でも隊員等につきましては、先ほども申し上げましたように、大体现在隊員が8名おりますけれども、その3倍以上、それから、操縦士とか整備士、そういったスタッフにつきましても、従前よりも数倍人員が要るということでございます。

て、その辺の消防本部等につきましても、なかなか隊員を出される余裕といますか、それも非常に厳しいところがございますし、また、運航費用につきましても相当かかりますものですから、その辺のところにつきましては、またちょっと勉強させていただくならばと思っております。

以上でございます。

○中原隆博委員 先ほど吉永委員からもお話があったように、昼飛ぶヘリも夜飛ぶヘリも一緒ということであるなら、機種に対して何ら問題がないということであるなら、それはやっぱり夜飛ばさなきゃ意味がないと思うんですよ。と思いますけれども、それは検討課題というよりも、飛ばすようにしますという答えが私は欲しいと思うんです。いかがですか。

○若杉危機管理・防災消防総室長 ちょっと今の時点でそこまで申し上げることは難しいものですから、ちょっと検討させていただければと思いますけれども……。

○中原隆博委員 難しい問題ですかね。

○大西一史委員 同趣旨だったんですが、やっぱりせっかくヘリがあって、それが夜間運航が技術的にできるということであって、あとは財政的な問題ということではなかろうか、まあスタッフの問題ですね。確保の問題というのはあるかと思いますが、やっぱりその辺はできるだけ——ドクターヘリとの兼ね合いもありますから、どういうふうにするのかというのはありますけれども、その辺の夜間運航ができるようなことをやっぱり検討すべきだというのが1つ。

それともう1つは、逆にマンパワーというものも、それこそ共同運航じゃないですけども、他県との協定をしながらやっている

ということであれば、そういった相互の、何というんですか、共有化というんですか、そういったことも考えられるんじゃないかなと思うんですね。

要は、九州は一つというようなことで、今受け皿づくりをどんどんやっているんですが、例えば共同で九州全体で各県でやるというようなことをやれば、マンパワーとか、それは機材も含めてですけれども、かなりやりくりが相互にできるようになるんじゃないかなというふうに思うんですね。そういった総合的な検討も含めて、今後前向きに、今中原先生がおっしゃったように、検討されてはどうかというふうに思うんですが、総務部長はいかがでしょう。

○松山総務部長 今ございましたように、ヘリコプターの場合には、夜間飛ぶということは、例えば通常航空機も夜飛びますけれども、これは決められた飛行航路といいますか、そこで飛行場においていくわけですね。ところが、ヘリコプターの場合は、途中で電線があったり、夜間飛ぶときに非常に視認ができないということもありまして、夜間飛ぶということは技術的にも非常に難しいという面がございます。

ただ、確かに、だから夜間はもうあきらめるということじゃなくて、吉永先生の本会議での答弁にも健康福祉部長が答えておりましたけれども、当面は、やはりその辺は、いわゆる救急車を高度化するというこの中でいろいろカバーしていくと。

しかしながら、確かに将来的には、今の機種で飛べないことはないわけですので、やはり今後の研究課題としていろいろ、どういう隘路があって、どういったスタッフをそろえて、そしてどういった経費がかかるかということも含めて、これは今後検討していく必要があるというふうに思っております。

○大西一史委員 お願いします。

○城下広作委員 私もドクターヘリの質問をしたことがあるものですから。

私が質問したときは、要するに、来年度12月までには運航してくださいという話をしました。そのときに、いろいろ夜間は騒音問題も発生する——私は、夜も当然運航したいですよ。騒音問題もある、そして夜の部分はかなり熟練のいわゆる操縦士も要る、いろんなことがあって、そう簡単じゃないんだという事前のいろんなことは聞きました。

当然、それを今から協議するんですけれども、協議して、じゃあスタッフが3倍になる、熟練者はなかなか見つからない、そういうことになって12月におくれるとなると、これはまたちょっと困ったものだなというように感じるし、非常にここはしっかりと協議をしていただいて、まずは飛ばすということの部分の日程が、それで仮に夜間飛行も検討したらおくれるとか、そんなことがあったらちょっと困るなというふうにも感じますし、非常に——理想は夜飛ぶのが一番いいんですよ。ただ、お金の面で、実際それが相当かかるからどうだこうだということをしっかり検討しとかないかぬと思って。そのことによって予定がずれてしまうとなれば、ちょっとまた困るなということもありますので、その辺もちょっと考えていただきたいと思っておりますけれども。

○小早川宗弘委員長 部長の方から何かありませんか。

○松山総務部長 運航開始については、それは予定どおりにやっついていかなきゃいけないと思っております。

今申し上げましたのは、ただ、夜間に飛ばすことも今の機種で可能ですから、検討課題としてはいろいろ隘路がありますので、その

辺は一つ一つこれから検討を重ねていくということで、運航開始とそれをリンクさせてということにはならないというふうに考えています。

○城下広作委員 わかりました。ぜひお願いします。

○小早川宗弘委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ、これで質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第9号、第11号、第16号及び第22号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外4件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外4件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、本委員会に今回付託されました請願を議題とし、これについて審査を行います。

まず、請第52号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○五嶋私学振興課長 私学振興課でございます。

請第52号私学助成の充実強化に関する請願について御説明申し上げます。

この請願は、熊本私学助成をすすめる会からのものがございます。

趣旨は、公私立間の学費、教育条件の格差をなくすため、私学助成の増額を求めるものでございます。

請願事項は3項目ありますので、それぞれの項目の現状について御説明申し上げます。

まず1点目は、私立学校の教育条件改善のため、経常費助成の増額を求めるものでございます。

本年度予算では、私学全体で約75億円、うち中学及び高校で52億円の経常費を措置しています。生徒数の減少に伴いまして、予算額自体は若干減少しておりますが、生徒1人当たりの単価は伸びておるところでございます。

2点目は、保護者の学費負担軽減のため、学費軽減制度の拡充を求めるものでございます。

ことし4月からの国の就学支援金制度の実施を踏まえまして、県といたしましても、授業料減免制度を拡充し、例えば年収250万円未満程度の世帯につきまして、これまでの半額減免から全額減免に改正するなど、総額で約1億2,000万円程度の予算を措置しているところでございます。

3点目は、就学支援金の増額及び返済不要の奨学金制度の新設について国への働きかけを求めるものでございます。

国の平成23年度概算要求におきましては、就学支援金については本年度と同様の制度で要求がされております。また、新たに低所得世帯の生徒、これは年収約350万円未満程度の世帯でございますが、この世帯の生徒に対しまして、年額1万8,300円を支給する給付型奨学金事業の創設が要求されているところでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小早川宗弘委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

○大西一史委員 私学全体の給付金として75億、全体の予算としては減っているけれども、生徒1人当たりの負担は、ある意味では格差は縮まっているというような認識でいい

のかどうかということですね。

○五嶋私学振興課長 格差が縮まっているというよりも、経常費補助につきましては、現在国庫補助の単価とそれと交付税の単価で措置しております。毎年、国庫補助単価、交付税単価とも伸びておりまして、そういう意味で1人当たりの単価は伸びておりますという趣旨でございます。

○大西一史委員 わかりました。

必ずしもこれに関しては、負担あるいは格差が縮まっているというわけではないということですので、この請願に関しては、私も紹介議員にこれはなっておりますけれども、非常に今、これはもう法律に通じておられる方でさえ相当厳しいというような話もありますので、これは採択に向けて御検討を委員の皆さんにいただければというふうに思いますが、それと、去年も、内容は若干違いますが、同趣旨の請願をこの委員会で採択をされておりますので、そういう形でお願いでければというふうに思います。

○小早川宗弘委員長 ほかに質疑はありませんか。

○中原隆博委員 請願事項の中の特に3番でございますけれども、国に向けて以下のことを云々という中で、この奨学金制度を新設するということは非常にいいことだと思うんですけども、それで、それぞれの学校で学んだ方の返済を不要にするというのはいかがかなという思いがあるわけですね。育英会とかいろいろあるわけでございますけれども、それだったら、例えば特待生とか、そういう方々に対しては返納はないということもありますけれども、これをすべて返済不要というかな、返さなくていいということであるなら、ちょっと問題があるんじゃないかなとい

う思いはございますけれども。

○五嶋私学振興課長 この奨学金につきましても、先ほどの説明と重複いたしますけれども、教科書等の図書費相当額として年額で1万8,300円を支給するものでございます。特に、保護者負担の軽減という意味では、年額1万8,300円ではございますが、保護者にとっての負担軽減には資するものというふうに考えております。

○小早川宗弘委員長 ほかに質疑はありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

まず、請第52号については、いかがいたしましょうか。

（「採択」「不採択」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 採択という声と不採択という声が両方ありますので、採択についてお諮りいたします。

請第52号を採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○小早川宗弘委員長 挙手少数と認めます。よって、請第52号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、請第54号を議題とし、これについて審査を行います。

請第54号民間人の言論統制を行う防衛省事務次官通達の撤回を求める意見書提出を求める請願については、国レベルの問題でありますので、執行部からの説明は省略し、採決をいたします。

採決に入ります。

請第54号については、いかがいたしましょうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りします。

請第54号を採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 異議なしと認めます。よって、請第54号は、採択とすることに決定いたしました。

ただいま採択と決定いたしました請第54号は、国に対して意見書を提出してもらいたいという請願であります。

そこで、意見書(案)について、事務局から配付させます。

（事務局意見書(案)配付）

○小早川宗弘委員長 御一読いただきたいと思えます。

○大西一史委員 この案について意見を申し上げさせていたいただきたいと思えます。

この案の中段のところで、自衛隊OBとか支援者が来賓として招かれて「民間人として自由な立場から様々な挨拶が行われてきており、航友会会長の発言は防衛関係者としての危機感を表明しただけである。」というような内容になっているんですが、これは請願の中にはそういう表現は確かにあったと思いますが、この会長さんの発言というのを私いろいろ聞いた限りでは、例えば、こういう発言要旨の中で、まだ自民党政権の方がまともだった、一刻も早く菅政権をつぶして昔の自民党政権に戻しましょう、皆さんも心の中でそう思っているのでは、民主党政権では国がもたないというような発言なんですよね。

自由な発言はそれぞれの立場でされてもいいと思うんですが、危機感を表明しただけということでは私はないんじゃないかなというふうに思うんですよね。これは、逆に、じゃあ自民党政権だった場合に、これを逆に言われたときに、危機感を表明しただけということと言えるのかなというのは、逆にどうかな

というふうに思います。

だから、これは逆に、ここの意見書の中でですけれども、これは私の意見として申し上げさせていただきますと、「今まで、各地の自衛隊関係施設で多くの記念行事が開催されてきたが、そこでは自衛隊OBや支援者が来賓として招かれ、民間人として自由な立場から様々な挨拶が行われてきて」いるというところでとめて、この「危機感を表明しただけ」というところは省いても私は構わないと思います。

趣旨として、この請願でもありますとおり、ある程度、いろんな批判とか思いとかいうのはあるにせよ、自由な発言をされるように、こういう通達というのは、やっぱり発言を控えさせるような内容になるのでいけないということだろうというふうに思いますので、そういうふうに修正されたらいかがかというふうなことを御提案申し上げます。

以上です。

○小早川宗弘委員長 それでは、ほかに案文についての御意見はありませんか。

○中原隆博委員 今大西委員からお話がありましたように、個々の問題、受けとめ方はそれぞれだと思いますので、今御提案がありましたように「航友会会長の発言」云々以下、その辺を削除なさった方がいいんじゃないかと思います。そうすると、まとまるんじゃないですか。

○小早川宗弘委員長 それでは、ただいまの意見を踏まえて案文を修正、検討していきたいと思いますので、案文の内容については、私委員長に一任ということですのでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 それでは、検討、修正した意見書を委員長名をもって議長あてに提

出したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が3件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から順次お願いいたします。

○佐藤県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。着座のまま説明します。

資料A4を1枚用意させていただいております。

熊本県行政文書等の管理に関する条例(仮称)の概要でございます。

本条例につきましては、経緯で記載のとおり、昨年7月の公文書等の管理に関する法律の公布及び知事の政治姿勢を契機としまして設置しました行政文書等管理のあり方検討委員会から知事へなされました本年6月の提言を受けまして、これまで検討してまいっております。

そして、行政文書の適正な管理と歴史的に重要な文書、いわゆるこれは歴史公文書と申しますけれども、歴史公文書の適切な保存と利用を目的として、法に準拠しつつ、県の独自性を含めた条例が素案として固まりつつありますので、概要を報告いたします。

行政文書の管理部分につきましては、例えば知事部局におきましては、これまで訓令という形の内部規定で定めておりましたけれど

も、あり方検討委員会の提言を受けまして、条例として改めて規定するものでございます。

2に条例の概要を記載しておりますが、県として新たに取る点や独自の点としましては、(2)の行政文書の管理①の作成でございますけれども、文書の作成につきましては、これまで意思決定や事務事業の実績について文書を作成するとしておりましたけれども、今後、意思決定過程及び事務事業の実績を合理的に後づけまたは検証できるように作成するとしております。

そして、②で管理、保存しまして、③ファイルの管理簿についてでございますけれども、保存期間満了時の措置も記載いたしまして、これを閲覧、公表することとしております。これまでは閲覧、公表は実施しておりませんでした。

また、④⑤移管と廃棄についてでございますが、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書は知事に移管され、それ以外の文書につきましては、誤って歴史公文書等が廃棄されることのないように、廃棄に際しまして、行政文書等管理委員会の意見を聞くこととしております。これは次の(3)とも関連いたします。

(3)で、歴史公文書の保存と利用等については、新しい取り組みとなりますが、公文書館の設置については、当面は難しいとの判断から、現在の施設、これは地下の倉庫及び新館1階に情報プラザを設けておまして、その現在の施設を活用しての情報公開制度に準じての保存、利用を考えております。

歴史公文書として移管された文書は、知事が永久に保存するとともに、利用の請求により、不開示情報を除き、閲覧または写しの公布により利用に供することとしております。

(4)でございます。次に、行政文書等管理委員会についてですが、文書管理の基本的なルール、例えば分類や保存期間に関する基

準、歴史公文書の選別基準等についての諮問を受けるとともに、行政文書または歴史公文書の廃棄に関する諮問を受けることとしております。この点につきましては、国も同じような制度がございますが、法律よりもやや権限を拡大して、新たな取り組みとなります。

最後に、行政文書の適正な管理に当たっては、職員の意識改革が重要であるため、誠実に文書管理を行うよう、職員の責務を規定しております。この点については県独自の規定となります。

なお、条例の施行を2段階といたしまして、まず、来年度に専門家による行政文書等管理委員会を設置し、規則や基本ルールを定め、ファイル管理簿等の準備を整え、1年後に本格施行を考えております。この点につきましては、あり方検討委員会の中でも、ルールづくり等で第三者に関与させるという提言がっておりますので、それに対応するものでございます。

今後、パブリックコメントを実施し、広く県民の意見を聞いて、平成23年2月議会に提案したいと考えております。よろしく願います。

○小嶋市町村総室長 市町村総室でございます。着座のまま御説明を申し上げます。

報告事項の2、政令指定都市実現に向けた動きについて御報告申し上げます。

お手元に、委員会の報告資料と、それから参考資料、それと別冊の権限移譲一覧表を配付させていただいております。

今回の報告資料の方は、県から市への権限移譲に関しまして、基本協定の締結まで完了してまいりましたので、これまで委員会におきましてその都度御説明を申し上げておりました政令市に関する事項をまとめて掲載をしているところでございます。説明の方は、前回の説明以降、動きのあった部分を中心に御説明を申し上げます。

まず、報告資料の1ページから2ページをおあけください。

1ページから2ページは、大きなIの政令市制度の概要ということでまとめさせていただいております。

制度の意義、要件、手続等につきまして、これまで御説明してまいりましたものを整理して、参考までに掲載しているところでございます。

次に、報告資料の3ページをお願いいたします。

報告資料の3ページは、大きなIIでございますが、政令市移行に向けたこれまでの取り組みの(1)のところに、合併の動きにつきまして記載しております。富合町、植木町、城南町との合併が成就した経緯を整理しているところでございます。

その次でございますが、中段目の(2)県から市への事務権限移譲についてでございます。

第1から第2段落にかけましては、権限移譲の取り組みの経緯を記載しておりますが、最後の第3段落目、その結果についてということで頭出しをしておりますが、県から市への権限移譲につきましては、9月県議会の委員会並びに10月13日に開催されました道州制問題等調査特別委員会の中で御報告を申し上げまして、御審議をいただいた上で議員の先生方にも取り急ぎファクシミリで連絡をさせていただきましたが、10月26日に知事と熊本市長による基本協定書の締結がなされたところでございます。

協定書につきましては、参考資料の方の1ページから6ページに添付をさせていただいておりますが、これまで御説明を申し上げてまいりました権限移譲の内容を文書にしたものでございますので、改めての説明の方は割愛させていただきたいと思っております。

次に、報告資料の4ページをお開きいただきたいと思っております。

報告資料の4ページは、今回移譲を行う303事務、1,482項目の一覧表となっております。

また、別冊で配付しております権限移譲のすべての項目を記載しました一覧表、これにつきましても配付をさせていただいておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

報告資料の4ページの下の方でございますが、(3)というのがございますけれども、前回と同様でございますが、円滑な権限移譲に際しての取り組みを記載しているところでございます。

今県議会におきましても答弁をさせていただいておりますが、熊本市におきまして、移譲事務をスムーズに実施できるよう、県からも必要な支援を全庁的に行ってまいることとしております。

次に、報告資料の5から6ページをお願いいたします。

報告資料の5から6ページにつきましては、前回御報告を申し上げました県の財政収支の影響額試算でございます。

次に、報告資料の7ページをお開きいただきたいと思っております。

7ページの大きなIIIでございますが、今後の取り組み予定の(1)の主なスケジュール、想定スケジュールをそこに掲載してございます。

県も市も目標としております平成24年4月の政令市移行に向けまして、厳しいスケジュールの中で取り組んでおりますが、事務権限移譲の県市基本協定締結を踏まえまして、熊本市にあっては、去る11月30日の熊本市議会におきまして、国及び県に対する政令指定都市実現に関する意見書の議決がなされ、同日、熊本市長並びに熊本市議会の議長から知事及び県議会議長に対しまして、要望書並びに意見書の提出がなされたところでございます。

また、熊本市におきましては、先行県の例を踏まえまして、県への要請に加えまして、国に対しても、早ければ年内にも要望活動を実施されると聞いているところでございます。

参考資料の12ページに、市長からの要望書の写しと、また、13ページ及び14ページには、熊本市議会からの熊本市の政令指定都市実現に関する意見書の写しを掲載してございますが、内容は、いずれも24年4月の政令市移行実現に特段の配慮をお願い申し上げるとい趣旨になっておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

報告資料の7ページのスケジュールのところに戻っていただきますと、今後の予定といたしまして、平成24年4月の政令市移行を目標といたしますと、2月の県議会におきまして、市からの要望等も踏まえまして、県としての取り扱いを御審議いただきまして、過去の政令市の例と同様に、県議会からも熊本市の政令市指定に関する国への意見書につきましての議決等がいただけましたら、その後、県知事、県議会議長から国に対しまして要望書の提出をいただくような段取りが想定されているところでございます。

そうした動きを踏まえまして、来年の10月ごろまでには、国におきまして政令指定に関する閣議決定をいただき、県及び市におきまして、来年の12月議会で必要な条例改正等を行いまして、24年4月の政令市移行を目指すという予定を立ててあるところでございます。

参考資料の方の15ページの方には、そうしたスケジュールを体系的にまとめたものを添付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

次に、報告資料の7ページの中段目、①の総務省への事前説明のところをごらんください。

総務省への事前説明につきましては、こと

しの4月以降、月に1～2回の頻度で、熊本市と連携をいたしまして総務省の担当部局・課に説明をしているところでございます。

中段のこれまでの説明のところでございますが、これまで熊本市の将来ビジョンや既存の政令市と同等の都市機能を備えていること、県から、事務権限移譲の協議の状況、行財政体制の整備状況、政令市移行後の都市計画への取り組み等につきまして、総務省に説明を行っているところでございます。

先行県におきまして、総務省の方への説明項目の主なものにつきまして、参考といたしまして参考資料の11ページに添付をしておりますので、そういった内容について御説明申し上げているということで、後ほどごらんをいただきたいと思っております。

説明資料にお戻りいただきまして、今後は、これまでの説明に対しまして、国からの質問事項への対応、まだ説明が済んでいない公務員制度等の見直し状況等の説明が完了いたしました時点で、最終的には総務省の方に提出することとなりますこれまでの説明概要を総括いたしました政令市移行調書の作成などに向けまして、引き続き県、市連携して取り組んでいくこととしているところでございます。

8ページの県議会におきます意見書議決等に関する内容につきましては、先ほど御説明申し上げましたので、割愛をさせていただきます。

以上、熊本市の政令市移行に関しまして、前回までの説明の整理と動きのあった点を中心に御説明を申し上げます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田中川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。座って御説明させていただきます。

お手元にA4、1枚の資料があると思っております。川辺川ダムに関する最近の状況について

ということで御説明させていただきます。

まず、国等への要望活動の概要を御報告いたします。

去る10月15日、それから11月17日の2回、知事が、国土交通省等に、ダムによらない治水の検討及び五木村の今後の生活再建についての要望活動を行っております。

また、11月22日の全国知事会議においては、知事から菅総理に対しまして、川辺川ダム問題について、スピード感を持った対応をするよう要望をいたしております。

次に、第4回五木村の今後の生活再建を協議する場の概要でございます。

会議内容は、この枠組みの中でございますが、今回は村民等から出されました意見等を確認して、国と県は、相互に調整の上、対応方針を検討していくこと、また、県及び村から、年内に国交省政務三役が参加する、いわゆる拡大会議を開催するよう求めたところでございます。

次に、五木村振興に関する最近の動きとして、2つ御紹介をいたします。

まず、駆除したシカの肉を活用いたしました加工肉、そこにもみじ漬けと書いてございますが、それからギョウザやコロッケ、そういったものの製造、販売を11月から村の方で開始しております。このことによって、新たに村民2名が採用されております。

また、昨年度から検討を重ねてまいりましたヘルスツーリズム、そのモニターツアーを11月に実施いたしまして、福岡方面から44名が参加し、内容的にも大変好評を得たところでございます。今後の本格実施につなげたいと考えております。

最後に、今後の対応方針でございますが、ダムによらない治水につきましては、予算規模を拡大し、早期に完成するよう、引き続き国に求めるとともに、検討する場におきまして、一層の安全度の向上を目指して、国や流域市町村と一緒に議論を深めてまいります。

五木村の振興については、スピード感を持った解決を図るため、国交省政務三役が参加する拡大会議を早期に開催するよう、国へ求めてまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○小早川宗弘委員長 以上で報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○大西一史委員 1つだけ、済みません。

行政文書等の管理に関する条例(仮称)の中で、ちょっと確認をさせていただきたいんですが、この4番目の既存文書の取り扱い、条例施行前に作成、保存している行政文書等も、できる限り条例の趣旨を踏まえて取り扱うということになってはいますが、このできる限りというのは、原則としてということですかね。そういうふう置きかえて考えていいのかというところを確認させていただきたいと思うんですが。

○佐藤県政情報文書課長 既存文書の取り扱いにつきましては、恐らく歴史公文書をどうするかという形になると思います。そこにつきましては、努力義務としてやらせていただいておりますけれども、原則としてやるという方向で考えております。

といいますのが、少し整理のために時間がかかるものがあるというふうに思っておりますので、歴史公文書につきましては、目録等をきちんと整備して、こういうのがございますというのを出したいと思っておりますので、少し努力義務にさせていただいて、少し時間をかけて整理をする分があるかなと思っておりますので、一応原則としてとしております。

○大西一史委員 わかりました。

この行政文書等に関しては、委員の皆さん

と一緒に視察で広島県の文書館の方に行きまして、あのぐらい本当はスペースがあって整理できればいいのかなというふうには思うんですが、あれをすぐ今確保するという事はなかなか難しいと思います。

ただ、整理の手法であるとか、そういったことについては、いろいろ参考にできる点がかなりあったんじゃないかなというふうに思いますので、やっぱり私、去年の委員会でこれは——6月だったかな、委員会で前の課長さんのときに申し上げて、それからどンドン動かし始めたんですけども、これに関しては、やっぱり価値というものと、それから、これにも書いてありますけれども、事務的な手続であるとか実績とか、そういったことを後から検証できるようにするという事も非常に重要なことだろうというふうに思いますので、そういう趣旨の中で生かされるように努力をしていただきたいというふうにお願いをしておきます。これは要望です。結構です。

○小早川宗弘委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かございませんでしょうか。

○中原隆博委員 1点だけよろしゅうございますか。

熊本県庁のプロムナード、道路から見て県庁正門の向かって右横ですか、熊本城の模型があるわけですね。模型というか、あれだけ大きいから模型とは言わないわけですが、聞くとところによると、造園業関係の方とかが、1年というようなスパンを設けて、あそこにああいう形で、言うなれば日本三大名城の一つと言われる熊本城のあれが

あるわけですね。

だから、築城400年に向かったの一つのああいう形での力作だというふうにも思うんですが、私の知る限り、戦国時代、時代の流れとともに、その三大名城も、その3つのお城というのも変わってきているわけです。その中で、どの時期にありましても、三大名城の中にはこの熊本城は入っているやに記憶をいたしております。

だから、あれを更新するような形で——まあ、時々私もいろんな方からお話がある中で、あれはむごうむしゃんよかなというふうなお話もありますし、ちょうど福岡に行くバスの中から、あの熊本城は見事なものというふうなお話もお聞きをいたしております。

それで、1年で取り払うというのは非常にもったいないような気もしますので、それはつくられた方の御意向等ももちろんあると思いますけれども、個人の家に持っていったって、あれはなかなか大き過ぎるというような部分がありますので、あそこにそのまま引き続きというような気持ちも県民の一人として私持つわけでございますけれども、その辺のことについて、管財課ですか、どこですか。

○米満管財課長 管財課です。座ったまま御説明させていただきます。

委員からいただきました、県庁通りに面しております県庁正門の入り口の東側のところに、約117平米の県庁敷地に、一応和風庭園が設置されております。

これは、県の職業能力開発協会から、造園等の技能検定について知っていただきたいということと、技能に関する関心と理解を深めていただきたいということで、平成22年4月から23年3月までの1年間ということで、行政財産の使用許可の申請があつて建てられたものでございます。

和風庭園は、2011年の九州新幹線の全線開通を控えて、熊本のシンボルであります築城

400年の銀杏城とも呼ばれております熊本城を中心に据えながら、銀杏通りであります県庁プロムナードとの調和をテーマにしてつくられております。また、世界に誇る活火山の阿蘇の溶岩石で、白川と坪井川の流れに見立て、有明海に注ぐ風情を表現したものというふうになっております。

この作品は、技能検定の造園の1級及び全国技能五輪大会の課題となったもので、社団法人日本造園連合会熊本県支部の青年部の方々によって作製されたものです。また、こてづくりの仕上げの熊本城は、平成12年、現代の名工として厚生労働大臣の認定を受けました太田正弘さんの作品となっております。また、作品の制作費用及び管理費用については、協会のボランティアということで行われております。

管財課としましては、技能振興という政策に資するということと、管理上の支障がなく、また敷地の景観向上にもつながるということで、設置の許可を行っているものでございます。

委員からありました設置の延長についてでございますけれども、当課としましては、本庭園は来庁者や通行者の方々に変御好評をいただいているということもありますし、設置者で引き続き申請があれば、前向きに検討したいというふうに思っております。

以上でございます。

○中原隆博委員 だから、ぜひ申請して、来年の開業、もちろん「くまモン」とかいろいろあるわけでございますけれども、来年に彩りを添えるというようなことも含めて、引き続きあの位置にああいう形で鎮座しますようにお願いしておきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○米満管財課長 ありがとうございます。

○小早川宗弘委員長 ほかに何かございませんか。

○大西一史委員 新熊本合同庁舎の整備のことについてちょっとお尋ねなんですけれども、国の出先機関の改革ということについては、民主党の——これは地域主権調査会ですか、が12月2日に提言という形で政府に出しているんですけれども、この中で、国の出先機関の事務権限を地方自治体に移譲、法務省へ引き上げ、廃止、民営化等を行うことにより出先機関を原則廃止するということが改革の方向性として一つあると、ただ、その中に、必ずしも全国一律に事務権限を移譲するのではなく、移譲を希望する地方自治体や広域連合の形成なる受け皿が整った地方から順次移譲すべきであると、こういうような話なんですけれども、熊本県としても、これまでいろいろと私も質問をしてきましたけれども、九州地方知事会でも、九州広域行政機構の設立というようなことを目指していろいろやっているわけで、熊本県もかなりイニシアチブをとっているということですので、その点と絡めて、新熊本合同庁舎の整備というのが、ただ、9月の代表質問でも私がお聞きしたとおり、ただただ国につくってくださいというのではなくて、やはり受け皿としてこういった九州広域行政機構というものも、今イニシアチブをとりながらやっているということをお訴えながら、その受け皿としての立地場所として、こういった新熊本合同庁舎の整備ということが説明としてはつながっていくのかなというふうにやっぱり思うんですね。

その点について、今の一連の出先機関改革に対してのいろんな提言であるとか、そういったものに対してどう受けとめているのかというのが1つと、それから、この新熊本合同庁舎ということの絡みというか、考え方ということについて、どう整理されておられるのかということをお尋ねします。

○佐藤地域振興課長 新熊本合同庁舎の整備につきましてでございますけれども、確かに今委員御指摘のとおり、国の出先機関改革でいろんな議論がされております。ただ、まさにこれも御指摘いただきましたように、熊本県におきましては、九州広域行政機構、こういった提言を九州地方知事会でやっているところでございます、これは決して新熊本合庁の建設にマイナスになるものではなく、むしろプラスに当たるものではないかと考えております。

今までも国に対する要望の中で、いろいろ県、市が協力してきた経緯を踏まえていただきたいということも言っておりますが、あわせて、仮に国の出先機関が廃止されても、その受け皿となる機関が要るんじゃないかというようなことも申し上げているところでございます。そういったことも含めて、引き続き新熊本合庁の建設促進に向けて頑張りたいと思っております。

○大西一史委員 そういうことで、やっぱり説得力を持って、今の民主党政権にしても、政府にしても、きちっと要望をしていかなければならないと。もう少しやっぱり具体的に踏み込んでもいいんじゃないかなというふうに思ったものですから、9月の代表質問のときに、福岡の第2合同庁舎あたりを全部熊本に持ってくるというようなことも考えてみてはどうかというような提案をしたわけですね。だから、そういったことも少しずつ出しながら、ぜひやっていただきたいということをお願いしておきます。

それと、企画振興部長にお尋ねしますけれども、この新熊本合同庁舎、これは概算要求としては見送られたわけですがけれども、例年、もうこの時期になると、大体これが当初に盛り込まれるかどうか、何となく見えてくる時期じゃないかなというふうに思うんです

が、これは財務省の関係の方であるとか、出身省庁の、あるいは企画振興部長の個人的ないろんな人脈の中で、もうそろそろこれはわかっているけれどもよさそうな感じがするんですが、どうですか。

○坂本企画振興部長 確かに、私自身が予算編成に携わっていたころは、もう少し早い時期、12月の第1週には追加要望というのは大体終わっておったわけですがけれども、やはり民主党政権になって政治主導ということで、財務省原案が出てきて、復活折衝してというプロセス自体がない状態になっております。全体に、そういう意味で、今新聞報道なんか見ていると、非常に本来11月に片づいているような話を今やっている部分もございまして、全体におくれおくれになっております。

新熊本合同庁舎の問題につきましては、国土交通省と相当いろんな議論もして、意見交換もしておりますけれども、端的に言えば政治マターであると、政務の大臣がお決めになることだから、大臣が決める際の基準として、その合同庁舎が有効活用されるかどうか、今の受け皿機関の話にも絡みますけれども、駅前一等地だから有効活用できるじゃないかみたいなことを熊本が言っているということは、十分インプットしてもらっていると思います。その上で、まさに大西委員がおっしゃられた、国の出先機関改革の議論を踏まえて大臣は判断されるだろうという情報を得ておりますので、この出先機関改革の話自体は、先ほど聞かれたのは、たしか民主党の党の方の御議論ですね。

○大西一史委員 そうです。党の議論。

○坂本地域振興部長 実際の出先機関改革の話は、これはむしろ内閣の方の意思決定になってきますので、こちらの方の進捗状況を私どもも十分把握し切れていないところがあり

ますが、恐らく今議論されたような内容だと思わすけれども、そこと両にらみで決めていかなきゃいけないことがあって、恐らく意思決定が、12月のもう中旬で、本来大詰め

の時期にもかかわらず私どもにまだ情報が来ていないと、こういうことになっているんだらうと思ひます。

いづれにしましても、12月の24日なりに最終的な決定がなされていくことから逆算すると、もう10日前ですので、そう遠くないうちにごさたがあるだらうと思ひまして、私どもとしては、知事からの相当力強いプッシュもしておりますし、事務方とは、正直申し上げて相当御理解もいただいているんです。

ですから、希望を持ちながら最後のごさたを今待っているところで、人事を尽くして天命を待つじゃないですけれども、もう今からじたばたというよりは、先々週末の県選出国會議員の方々との意見交換会でも、非常に力強いお言葉もいただいていますので、そういったプッシュもある意味では済んだところで決定待ちという状況にもございます。

○大西一史委員 今部長の答弁にもあつたとおり、もう普通ならわかっているはずなんです、追加要望なんてというのは。私も長いこと代議士の秘書をしてましたから、その辺はルールとしてそういうふうになっている。もちろん、政権がかわつたからやり方が変わるというのは、それはもうあり得ることはありますけれども、やっぱりそういったことで非常におくれおくれになつていて、結局、私たちも、新幹線、来年春にもう開業、90日切つている中で、どうやって動いていくか、仕かけていくかというようなことがあるわけですから、その辺は、企画振興部長、あえて国の方から財務省の中核の超エリートの方をお招きをして、お招きをしてつて、私が招いているわけじゃないんですが、していただいているわけですから、ぜひともその辺の人脈

あたりを駆使していただいて、この熊本にそういう光が差し込むような努力をお願いしたいということを要望しておきます。このくらいにしておきます。

○小早川宗弘委員長 ほかに何かその他で質疑はありませんか。

○濱田大造委員 先日行われた國會議員との意見交換会でも、民主党県連代表の松野頼久さんの方から意見が出たと思ひますけれども、合同庁舎——まあ誤解がないように言つておきますと、合同庁舎B棟、この建設がとまつたのは前政権下です。前政権下でとまつて、それをいかに復活させようかと、これはもう事実ですので、昨年の6月の話ですから、それをまた復活させるのに、今、民主党県連としても、一丸となっています。こういうところでは。

○小早川宗弘委員長 ほかに何かありませんか。——なければ、私の方から意見書についてちょっと御提案をさせていただきたいと思ひますけれども、先ほどの請第52号の件ですけれども、不採択となりましたけれども、請願の背景となっております公私立学校間の格差是正といった部分では、理解できる部分もありますし、本県にとつても非常に重要な課題だというふうに思ひますので、また、県財政も非常に厳しい中で、県単独ではなかなか格差是正といった取り組みには限界があるというふうに思ひますので、国に対して意見書を提出したいと考えております。

事務局から意見書(案)を配付させますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

(事務局意見書(案)配付)

○小早川宗弘委員長 じゃあ、しばらく御一読いただきたいと思ひます。

なお、執行部からの状況説明は、先ほどの請願の説明と重なりますので、省略をさせて

いただきたいというふうに思います。

御一読いただけたかと思えますけれども、御意見は何かありますか。

○大西一史委員 先ほどの請願を不採択にしておいて、また意見書を出すというのは、一体これはどういう手続なのかなというふうにやっぱり思いますね。

それであれば、意見書の中身をもっと深く審議した中で議論をして意見書を出しましょうということ、皆で考えて、委員で出されるべきではないかなというふうに思います。こういうことがあらかじめ用意されていたかのように出てくるというのは、この内容については、それはもう公私間格差をなくすということは、これは先ほどの内容とあんまり変わらないわけですね。まあ、一部ちょっと具体的な部分に関しては言及はされていないというところはあるんですが、だから、この意見書(案)に関しては、これで国に対して働きかけるということは結構でありますけれども、ただ、今後、委員長、こういった意見書を出すというようなプロセスについては、急にこうやって案が出てくるというようなことは、やはり議会運営上も委員会運営上も考えていただかなければならないことだというふうに思いますので、その点だけは要望をしておきます。内容については、これで結構でございます。

○小早川宗弘委員長 先ほどの請願の内容は、請願事項として、私立学校の経常費の助成の増額といった点とか、あるいは保護者の学費軽減を直接県に求める請願内容でありましたので、なかなかそういったことは、県の厳しい財政状況の中で、厳しいというふうな判断の先生方が多かったろうと、多いから不採択になったんだろうというふうに思いますが、私も、この請願を見まして、気持ちが変わるかというか、公私間の格差は正とい

った部分では、ぜひ国に対して意見書を出したらどうかというふうな判断の中で、私の判断で意見書を提案させていただいたわけでありまして、あんまり手続的には突然といいましょうか、事務局とも打ち合わせをして、前もって委員の先生方にも意見書(案)はお配りしているというふうな配慮はしているつもりでありますので、その辺は理解していただきたいというふうに思っておりますけれども。

○城下広作委員 先ほど大西先生が言われましたように、過去においても同じようなのが請願者が違って出てきて、内容はよく似ていると、だけど、なかなかそこがまとめられなくて継続にしたりという経緯もありましたので、本当にこういうことはいろんな形で慎重に審議しながらやった方がいいのではないかと。

内容は、だから、全く先ほどと基本的に同じで、県というか、国にということだけど、やはり保護者の目線からいけば、全く同趣旨だと私も思います。

よくこれは過去に何回も同じような形の部分で、いろいろと表現、請願を出す方が違うことによってよく翻弄してきたというような経緯があるものだから、そのこともよく踏まえていただきたいというふうに思います。

○小早川宗弘委員長 あと1つ、ちょっと言わせていただければ、あくまでも請願事項というふうな点でとらえたら、全くこの意見書の中身というのは違った内容ではないかなと。

この請願の背景にあっているものというのは非常に重要だというふうなことで、この請願の採択の審議の際には審議をしなくて、その他の欄で私も出させていただきましたので、あくまでも委員長からの提案というふう

なことで御理解を、関連はしておりますけれども、言い方的には不採択したことと関連づけましたけれども、そういうふうな御理解をいただきたいというふうに思います。

○大西一史委員 わかりました。

○小早川宗弘委員長 それでは、ほかに何か御意見はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 なければ、意見書についてはこれでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 それでは、検討した上で意見書(案)を委員長名をもって議長あてに提出したいと思います。

以上で本日の議題は終了しました。

最後に、要望書等が7件提出されておりますので、御参考としてお手元に写しを配付しております。ごらんいただきたいと思えます。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。

午前11時38分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する

総務常任委員会委員長